

福岡県作業療法協会 現職者共通研修

「事例研究」・「事例報告」 実施要項

【対象者及び申し込み資格】

発表及び聴講は、日本作業療法士協会及び県士会の会員であって、日本作業療法士協会 生涯教育制度基礎コース必修研修「**現職者共通研修**」受講該当者であること。

***会費未納者については、受講を認めない。また、参加費は受講証が必要な会員からのみ徴収する。**

【必修条件】

1. **事例報告**として、最低1回の発表とし、残りは聴講とする。
2. 発表者においては、抄録（発表抄録作成指針を参照に作成）を提出する。
*発表及び抄録の提出については、対象者（症例）の同意を得ているものとする。

【学習の到達目標】

1. 作業療法における「**事例検討**」の重要性を理解する。
 - 1) 作業療法研究における「**事例検討**」の内容を知る
 - 2) 「**事例検討**」のまとめ方、方法を知る。
2. 「**事例検討**」の実際を理解する。
 - 1) 「**事例報告**を視聴する」「**事例報告**を視聴し、内容を共有する」「自ら**事例報告**を実施する」過程を経験する。
 - 2) 「自ら**事例報告**を実施する」に当たり、協会の「**事例報告**」の様式を知る。
 - 3) 「自ら**事例報告**を実施する」ために、発表を経験し、指導を受ける。

(社)日本作業療法士協会 教育部

『生涯教育制度 基礎コース必須研修 新人教育プログラム・現職者研修企画運用マニュアル』より

【開催日及び頻度】

開催日及び頻度、担当者については、年度初頭にて各ブロック運営委員会にて検討・決定する。
受講者は、各ブロックからの案内を待って、参加申し込みを行う。

*尚、他ブロックへの参加も可能であるが、参加者人数によっては、ブロック会員が優先される。

【発表形式】

すべて口述発表（発表10分）。

原則として、抄録とPowerPointにて発表する。必要に応じてビデオ機器等の使用を可能とするが、担当者に事前に問い合わせ確認しておく。PowerPointは15枚以内とする。

【座長・コメンテーターについて】

日本作業療法士協会・県協会会員であって、5年以上の臨床・教育経験を有し、生涯教育制度基礎コースを修了している者。

【SIGでの発表】

協会認定のSIGでの**事例発表**については、上記【必修条件】2.の抄録提出を満たすことで**事例報告の受講（発表）**として認める。その際、生涯教育受講記録への押印（又は受講証配布）は、受講者（発表者）の責任において、発表確認証等（証明できるもの）により福岡県作業療法協会事務局にて手続きを行う。

【受講に関する他県士会との連携】

福岡県協会員以外の士会員についても受講可能とする。その際には受講確認証等を配布し、生涯教育受講記録への押印は所属県士会において行うこととする。

また、福岡県協会員における他県士会主催の**事例検討・報告会**への参加は、その開催士会の運営要綱に基づき参加可能とする。尚、生涯教育受講記録への押印（又は受講証配布）は、受講（発表・聴講）確認証等（受講費の領収書でも可）により福岡県作業療法協会にて行うので、各会員が受講後、福岡県作業療法協会事務局に問い合わせ、手続きを行うこととする。

(社) 福岡県作業療法協会 教育部 生涯教育制度担当